

防音

騒音対策事業などが 拡大されました

④ 企画空港政策課 空港地域振興係 ☎77・3906

騒防法・騒特法の新たな告示に伴い、成田国際空港株式会社（以下、「NAA」）などの民家防音工事が受けられる「騒防法第一種区域」、移転補償の対象となる「騒特法防止特別地区」、一定の建築規制がかかる「騒特法防止地区」が4月から拡大されました。

谷間地域全域が第一種区域に指定されました

A・B滑走路に係る第一種区域に挟まれた「谷間地域」は、従来は町独自の民家防音工事業を実施しておりましたが、新たに騒防法第一種区域に指定されたことにより、NAAが事業主体となり、令和2年4月1日時点で所在する住宅を対象に防音工事を実施します。

※既に町・共生財団の防音工事を実施している住宅は、NAAの防音設計基準を満たさない部分についてのみ防音工事を実施します。

A・B滑走路第一種区域の防音工事の対象住宅が増えました

A・B滑走路に係る既存の第

一種区域は、騒防法の新たな告示により、対象となる住宅が平成23年4月1日時点から令和2年4月1日時点で所在する住宅へ変更されました。ただし、自己防音が義務化された住宅は除きます。

※既に町・共生財団の防音工事を実施している住宅は、NAAの防音設計基準を満たさない部分についてのみ防音工事を実施します。

横風用滑走路第一種区域の指定が解除されます

横風用滑走路は今後の整備を行わないことから、横風用滑走路に係る騒防法第一種区域は、令和3年4月1日に指定解除されます。

対象地域（川津場、三和、あけぼのの一部、およびスカイビ

レッジ）における防音工事については、令和3年3月31日まで申請を受け付けます。

内窓設置工事の対象地域が拡大されました

寝室への内窓設置工事は、これまでA滑走路の騒特法防止地区を対象としておりましたが、4月1日からB・C滑走路の騒特法防止地区や、各滑走路の騒特法防止地区に挟まれた谷間地域が助成の対象となりました。また、A滑走路側の対象についても一部拡大されました。

防音工事について

防音工事については、住宅の所在地や建築年月日などにより、受けられる防音工事や申請書類などが異なりますので、申請を希望する場合には、企画空港政策課空港地域振興係まで直接お問い合わせください。



都市計画の関係図書が 縦覧できます

都市計画が変更されたことに伴い、関係図書が次の通り縦覧できますので、お知らせします。

■内容

芝山都市計画区域の航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更（千葉県決定）

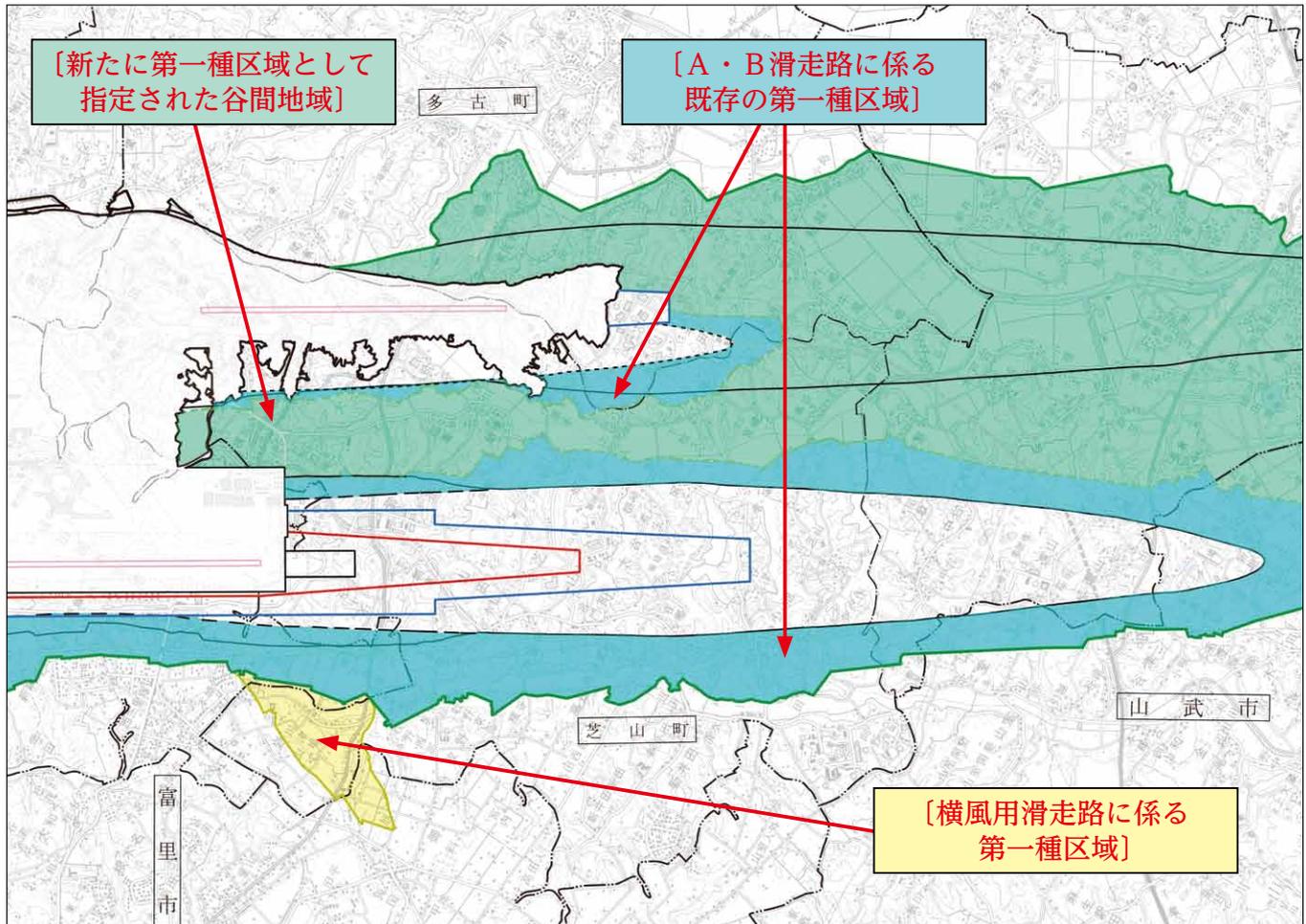
■縦覧場所

企画空港政策課 都市計画係
千葉県 都市計画課

■問合せ先

企画空港政策課 都市計画係
☎77-3909
千葉県 都市計画課
☎043-223-3376

■防音工事助成の区域概要図



※空港拡張区域内における現状の対策区域については、C滑走路供用までの間、現状の対策水準を維持します。

入札 入札結果

☎ 総務課 契約管財係 ☎ 77-3907

開札年月日	入札手法	工事（業務委託・物品）の名称	工事（業務委託・物品納入）の箇所	落札価格(円) (消費税除く)	請負額(円)	契約の相手方
3月9日	指名競争入札	芝山町公共施設等個別施設設計画策定業務委託	芝山町全域	12,300,000	13,530,000	アジア航測(株)千葉支店
3月25日	指名競争入札	子育て支援センター新築及び保健センター改修工事実施設計業務委託	芝山町小池980番地	6,800,000	7,480,000	(株)榎本建築設計事務所
	指名競争入札	保健センター用地現況測量業務委託	芝山町小池地先	2,700,000	2,970,000	(株)総合開発